

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があつた件 一九
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一九
- 県営土地改良事業計画を定めた件 一九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 一九
- 道路の区域を変更する件二件 一九
- 道路の供用を開始する件二件 一九
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件二件 一九
- 海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件三件 一九
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 一九
- 公告
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件 二〇
- 一般競争入札を行う件 二〇
- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を公示する件 二〇
- 福島県企業局 二〇
- 福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程 二〇
- 福島県病院局 二〇
- 福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程 二〇

## 告 示

### 福島県告示第二百二十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があつた。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地		認可申請年月日
氏名又は名称	住所又は所在地	土地		
丹治 正志	福島市平石字山発田一	福島市平石字大縄二六ほか二筆		平成二八年三月二一日
株式会社 カトウファーム	福島市大笹生字横堀二二一	福島市大笹生字赤田四三		同
古関 善寛	福島市飯野町大久保字小池三〇	福島市飯野町大久保字五反田三二ほか四筆		同
栗原 正司	福島市大波字水戸内二二一三	福島市大波字戸石一一一ほか二筆		同
農事組合法人 鶴生ライスグロウイング	西白河郡西郷村大字鶴生字上道八七	西白河郡西郷村大字小田倉字黒川東八六一一ほか十筆		同
浅野 日出子	会津若松市湊町大字共和字西田面五二四	会津若松市湊町大字共和字内子八七ほか二十筆		同
阿部 一	会津若松市湊町大字共和字西田面六三四	会津若松市湊町大字静瀧字地間三二一Cほか九筆		同
阿部 孝二	会津若松市湊町大字共和字西田面二七四	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前九七一一ほか二十三筆		同







大竹 勝一	河沼郡会津坂下町大字高寺字窪倉二五七	河沼郡会津坂下町大字高寺北城六七ほか七筆	同	日
権野 幸雄	河沼郡会津坂下町大字高寺字窪倉二七五	河沼郡会津坂下町大字高寺字小苗代二七ほか六筆	同	日
広瀬 東洋	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五八	河沼郡会津坂下町大字高寺字平林一三九―二ほか七筆	同	日
有 限 公 司 藤 川 農 産	河沼郡会津坂下町大字片門字片門甲五〇	河沼郡会津坂下町大字片門字七本松丙一三三一―ほか二筆	同	日
國井 和衛	河沼郡会津坂下町大字宮古字上横道三六六	河沼郡会津坂下町大字宮古字上横道七ほか二筆	同	日
高木 和彦	河沼郡湯川村大字湊字奈良町丙三二	河沼郡湯川村大字湊字仲田六五ほか七筆	同	日

(農業担い手課)

福島県告示第二百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、阿賀川土地改良区から平成二十八年三月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十三日認可した。

平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第二百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、浜田地区に係る農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(農村地域環境保全整備事業(特定農業用管水路等特別対策事業))計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 四 平成二十八年四月四日から
- 五 月二十五日まで (二十二日間)
- 六 縦覧の場所
- 七 須賀川市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
- 二 南会津郡只見町大字熊倉字後口山七〇八の一五から七〇八の二二まで、七〇八の三一、大字長浜字名山一七九〇の八五、大字十島字鷺倉一二〇一
- 三 保安林として指定された目的
- 四 雪崩の危険の防止
- 五 変更後の指定施設要件
- 六 1 立木の伐採の方法
- 七 (一) 主伐は、択伐による。
- 八 (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 九 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 十 2 立木の伐採の限度
- 十一 次のとおりとする。
- 十二 (一次の「次」とおり)は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第二百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

変更前 敷地の幅員 延 長

福島県告示第百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更後の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道荒井郡山線	郡山市喜久田町字遠北原四番一、二九地先から同 市喜久田町字四十坦五番一、三二地先まで	一〇・二〇	二八・八	七二六・〇	(メートル)
		一〇・二〇	二八・八		

(道路計画課)

路線名	区 間	変更後の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道一一五号	耶麻郡猪苗代町大字堅田字五百筋二、六番地先から同 郡同 町大字堅田字五百筋五番地先まで	三三・〇〇	三四・〇〇	一六・〇〇	(メートル)
		三八・〇〇	七五・〇〇		

(道路計画課)

福島県告示第百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更後の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道喜多方市熊倉町字熊倉方河東線	喜多方市熊倉町字熊倉八〇一番一、地先から同 市熊倉町字寺内一二九番地先まで	七・〇〇	一八・六	六八七・二	(メートル)
		一〇・三〇	二九・四		

(道路計画課)

福島県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道荒井郡山線	郡山市喜久田町字遠北原四番一、二九地先から同 市喜久田町字四十坦五番一、三一地先まで	平成二十八年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所で平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二九四号	白河市豊地砂田三三番一、地先から	平成二十八年四月四日

同 市豊地桜地七〇番一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百三十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。  
平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間
県道郡山停車場線	郡山市堤下一九六番地先から同市栄町二〇九番地先までの上り線 郡山市堤下一九六番地先から同市栄町二〇九番地先までの下り線
	郡山市栄町二〇九番地先から同市香久池二丁目二四二番地先までの上り線
	郡山市香久池二丁目二四二番地から同市城清水二二番一先までの上り線
	郡山市香久池二丁目二四二番地先から同市字川向三四番一先までの下り線
	郡山市字川向一〇番地先から同市安積町荒井字梅田前一五番地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第二百三十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。  
平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間
県道郡山大越線	郡山市赤木町二二番地先から同市赤木町二六番地先までの

上り線  
郡山市赤木町二二番地先から同市赤木町二六番地先までの  
下り線

(道路計画課)

福島県告示第二百三十八号

海岸保全区域として指定する件(昭和三十三年福島県告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

表6 広野海岸折木地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)

基点1	X 一三三九九〇・五一二	Y 一〇三八二三・〇四二の点
基点2	X 一三三九九六・七六〇	Y 一〇三八二〇・一六五の点
基点3	X 一三三九九七・〇五二	Y 一〇三八一八・三八九の点
基点4	X 一三三九九三・六一九	Y 一〇三八〇四・七五一の点
基点5	X 一三三九九三・七八一	Y 一〇三八〇三・七六五の点
基点6	X 一三三九九〇・八二一	Y 一〇三八〇三・二七八の点
基点7	X 一三三九九一・三七三	Y 一〇三七九九・九二三の点
基点8	X 一三三九八七・三四六	Y 一〇三七九九・二六八の点
基点9	X 一三三九八七・八九九	Y 一〇三七九八・四二三の点
基点10	X 一三三九八四・〇二八	Y 一〇三七九七・六二六の点
基点11	X 一三三九八一・二二四	Y 一〇三七九七・一六五の点
基点12	X 一三三九八一・一七七	Y 一〇三七九五・九四四の点
基点13	X 一三三九五三・九九〇	Y 一〇三七九一・五八四の点
基点14	X 一三三九五三・九二八	Y 一〇三七八九・九八五の点
基点15	X 一三三九二八・九七五	Y 一〇三七八五・九八三の点
基点16	X 一三三九二一・五〇五	Y 一〇三七八四・四二六の点
基点17	X 一三三九一四・五六五	Y 一〇三七七八・三〇六の点
基点18	X 一三三九〇五・三六四	Y 一〇三七八六・七九二の点
基点19	X 一三三九〇五・五二六	Y 一〇三七八五・八〇六の点
基点20	X 一三三八九六・五三八	Y 一〇三七八四・三二八の点
基点21	X 一三三八八八・四五四	Y 一〇三七八二・二八八の点
基点22	X 一三三八八八・一三七	Y 一〇三七八三・二三七の点
基点23	X 一三三八八四・六二四	Y 一〇三七八一・八七六の点
基点24	X 一三三八八一・二二二	Y 一〇三七八〇・二五六の点
基点25	X 一三三八八一・二二二	Y 一〇三七八〇・二五六の点

基点26	X	一三三八六六・四〇九	Y	一〇三七七二・五二八の点
基点27	X	一三三八六五・六四二	Y	一〇三七七一・八五四の点
基点28	X	一三三八六五・二六九	Y	一〇三七七〇・八七六の点
基点29	X	一三三八六五・三九七	Y	一〇三七六九・八五〇の点
基点30	X	一三三八七一・九三〇	Y	一〇三七五三・〇四四の点
基点31	X	一三三八四五・七八二	Y	一〇三七三七・〇四八の点
基点32	X	一三三七七七・七二一	Y	一〇三七二五・三四七の点
基点33	X	一三三七七六・九九四	Y	一〇三七二七・三三二の点
基点34	X	一三三七六六・九〇八	Y	一〇三七五六・二五五の点
基点35	X	一三三七六五・二〇九	Y	一〇三七五五・六六二の点
基点36	X	一三三七六二・〇二九	Y	一〇三七六四・七七八の点
基点37	X	一三三七五二・六七〇	Y	一〇三七六五・九八五の点
基点38	X	一三三七四二・一四三	Y	一〇三七六九・五七五の点
基点39	X	一三三七一九・八九八	Y	一〇三七七二・四〇二の点
基点40	X	一三三七一六・六〇一	Y	一〇三七七二・七七六の点
基点41	X	一三三七〇二・八二九	Y	一〇三七八〇・二二七の点
基点42	X	一三三七〇二・九九八	Y	一〇三七七八・八六〇の点
基点43	X	一三三七〇一・一四六	Y	一〇三七八一・七八二の点
基点44	X	一三三六九七・六八七	Y	一〇三七八二・三六六の点
基点45	X	一三三六九五・〇五六	Y	一〇三七八八・〇七〇の点
基点46	X	一三三六六二・〇六四	Y	一〇三七九一・〇〇七の点
基点47	X	一三三六五五・八四一	Y	一〇三七八七・四三一の点
基点48	X	一三三六五四・三四六	Y	一〇三七九〇・〇三二の点
基点49	X	一三三六三三・八三四	Y	一〇三七七九・三九五の点
基点50	X	一三三六二九・三七四	Y	一〇三七七九・〇三九の点
基点51	X	一三三五六六・五五〇	Y	一〇三七六七・〇七六の点
基点52	X	一三三五一三・五七六	Y	一〇三七六七・九三五の点
基点53	X	一三三四二〇・五八五	Y	一〇三七五〇・三八〇の点
基点54	X	一三三三二八・九六一	Y	一〇三七三六・二七五の点
基点55	X	一三三三一九・八五四	Y	一〇三七二九・九五四の点
基点56	X	一三三三一九・八五一	Y	一〇三七三六・七六一の点
基点57	X	一三三三一九・九二二	Y	一〇三七四七・九九四の点
基点58	X	一三三三三三・五三三	Y	一〇三七三三・一六〇の点
補助点1	X	一三三三七八・三〇一	Y	一〇三八六四・九四一の点
補助点2	X	一三三三八五・五五七	Y	一〇三八六〇・七一二の点
補助点3	X	一三三三九八・七三三	Y	一〇三八八七・一〇六の点
補助点4	X	一三三三八七・八一二	Y	一〇三七五九・二〇八の点
補助点5	X	一三三一八六・四八七	Y	一〇三七七二・二〇三の点

補助点7	X	一三三一八一・四二五	Y	一〇三八二一・八三四の点
補助点8	X	一三三三三五・六二九	Y	一〇三八四二・六二二の点
補助点9	X	一三三三六四・六四八	Y	一〇三八五七・〇三一の点
補助点10	X	一三三三六〇・一一二	Y	一〇三八七六・七三一の点
補助点11	X	一三三三六一・九五五	Y	一〇三八七七・三三一の点
補助点12	X	一三三三七二・八四七	Y	一〇三八六九・一八二の点
補助点13	X	一三三三七七・七三二	Y	一〇三八六六・一九〇の点
補助点14	X	一三三三八〇・八九六	Y	一〇三七三五・一三一の点

二 区域

折木地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、補助点1、補助点2、補助点3及び補助点4を順次直線で結んだ線並びに補助点4と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、基点42、基点43、基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、基点49、基点50、基点51、基点52、基点53、基点54、基点55、基点56、基点57、基点58、補助点5、補助点6、補助点7、補助点8、補助点9、補助点10、補助点11、補助点12、補助点13及び補助点14を順次直線で結んだ線並びに補助点14と基点32を直線で結んだ線により囲まれた区域(保安林及び河川区域を除く。)

表10 富岡海岸毛萱浜地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)

基点1	X	一四八七一九・二二三	Y	一〇五七三〇・五三〇の点
基点2	X	一四八七二〇・二七二	Y	一〇五七一九・三四四の点
基点3	X	一四八七〇六・〇八二	Y	一〇五七一一・六九〇の点
基点4	X	一四八六九九・五〇七	Y	一〇五七一一・〇三七の点
基点5	X	一四八六七四・九八九	Y	一〇五七〇五・六一一の点
基点6	X	一四八六五六・一八八	Y	一〇五七〇〇・〇一八の点
基点7	X	一四八六五五・二六六	Y	一〇五七〇〇・〇五六の点
基点8	X	一四八六四八・五五〇	Y	一〇五六八九・三八三の点
基点9	X	一四八六四七・六三四	Y	一〇五六八九・一六九の点
基点10	X	一四八六四八・八六六	Y	一〇五六九三・六一三の点
基点11	X	一四八六四五・二八二	Y	一〇五六九二・六四三の点
基点12	X	一四八六二二・二〇七	Y	一〇五六八六・六二八の点
基点13	X	一四八六〇〇・二三八	Y	一〇五六八三・六九九の点
基点14	X	一四八五七五・四五四	Y	一〇五六八〇・四二一の点

基点53	X	一四八二二・三六五	Y	一〇五五八九・一六四の点
基点52	X	一四八二二・九九一	Y	一〇五五九一・七七九の点
基点51	X	一四八二三・五六九	Y	一〇五五九五・六四〇の点
基点50	X	一四八二三・七八一	Y	一〇五五九九・五三九の点
基点49	X	一四八二二・五二七	Y	一〇五六〇四・九一四の点
基点48	X	一四八二〇・七八〇	Y	一〇五六一三・七七一の点
基点47	X	一四八二〇・六六九	Y	一〇五六二〇・五八一の点
基点46	X	一四八二〇・四〇〇	Y	一〇五六二四・〇六四の点
基点45	X	一四八二〇・六八四	Y	一〇五六四二・六五四の点
基点44	X	一四八二〇・一五〇	Y	一〇五六四七・八五六の点
基点43	X	一四八二〇・八九二	Y	一〇五六四八・三七八の点
基点42	X	一四八二七・〇八三	Y	一〇五六五〇・四三一の点
基点41	X	一四八二五・四三一	Y	一〇五六六六・六八七の点
基点40	X	一四八二三・二五八	Y	一〇五六六七・一九二の点
基点39	X	一四八二四・七二五	Y	一〇五六六八・〇七六の点
基点38	X	一四八二四・一九九	Y	一〇五六六八・二八一の点
基点37	X	一四八二五・一五〇	Y	一〇五六六六・七三一の点
基点36	X	一四八二七・六九八	Y	一〇五六六五・一七八の点
基点35	X	一四八二六・〇八九	Y	一〇五六六四・二二八の点
基点34	X	一四八二八・三二三	Y	一〇五六六六・五三二の点
基点33	X	一四八三二・二二二	Y	一〇五六六九・五三二の点
基点32	X	一四八三三・六九三	Y	一〇五六七〇・三五〇の点
基点31	X	一四八三七・〇四八	Y	一〇五六七一・〇六七の点
基点30	X	一四八三七・一三三	Y	一〇五六六八・四六九の点
基点29	X	一四八三五・七三二	Y	一〇五六六八・七五〇の点
基点28	X	一四八三九・五〇四	Y	一〇五六七〇・一七二の点
基点27	X	一四八三九・五九八	Y	一〇五六六七・九九五の点
基点26	X	一四八四一・四五五	Y	一〇五六六七・九九五の点
基点25	X	一四八四二・八九一	Y	一〇五六六七・九九五の点
基点24	X	一四八四三・二一七	Y	一〇五六六八・二一七の点
基点23	X	一四八四四・五二一	Y	一〇五六六八・六六七の点
基点22	X	一四八四一・三四三	Y	一〇五六六八・九二〇の点
基点21	X	一四八四六・四二一	Y	一〇五六七〇・一九三の点
基点20	X	一四八四七・九〇八	Y	一〇五六七〇・六七八の点
基点19	X	一四八四九・八二四	Y	一〇五六七二・七一九の点
基点18	X	一四八五二・七四一	Y	一〇五六七四・七六九の点
基点17	X	一四八五三・九四七	Y	一〇五六七五・五一六の点
基点16	X	一四八五五・八六八	Y	一〇五六七六・五五〇の点
基点15	X	一四八五〇・六五〇	Y	一〇五六七七・二八九の点

基点92	X	一四八一三五・四二五	Y	一〇五五四八・三八六の点
基点91	X	一四八一三三・七七一	Y	一〇五五四四・二五一の点
基点90	X	一四八一三二・五八七	Y	一〇五五三九・九六六の点
基点89	X	一四八一三一・七八八	Y	一〇五五三一・六一九の点
基点88	X	一四八一三一・三〇八	Y	一〇五五二七・六一四の点
基点87	X	一四八一三一・〇〇六	Y	一〇五五一六・五二七の点
基点86	X	一四八一三一・一四六	Y	一〇五五一〇・六三〇の点
基点85	X	一四八一三一・四一三	Y	一〇五四九七・四五九の点
基点84	X	一四八一三二・四八六	Y	一〇五四九六・九二三の点
基点83	X	一四八一三二・五六二	Y	一〇五四九六・九二三の点
基点82	X	一四八一四九・〇三一	Y	一〇五五〇三・七〇四の点
基点81	X	一四八一五四・三五八	Y	一〇五五〇一・八三九の点
基点80	X	一四八一五四・〇六〇	Y	一〇五五〇三・七〇四の点
基点79	X	一四八一五四・六八三	Y	一〇五五〇六・六九一の点
基点78	X	一四八一五九・一八九	Y	一〇五五〇九・〇八七の点
基点77	X	一四八一五七・三六六	Y	一〇五五二〇・七四七の点
基点76	X	一四八一五七・八五三	Y	一〇五五二六・七八三の点
基点75	X	一四八一五五・九一七	Y	一〇五五三二・二三四の点
基点74	X	一四八一五五・四六九	Y	一〇五五三八・三九六の点
基点73	X	一四八一五七・七四二	Y	一〇五五四四・三二四の点
基点72	X	一四八一五九・七四二	Y	一〇五五四八・四三八の点
基点71	X	一四八一六二・一九〇	Y	一〇五五四八・四三八の点
基点70	X	一四八一六五・一〇三	Y	一〇五五五二・二二〇の点
基点69	X	一四八一六八・五二五	Y	一〇五五五五・六七一の点
基点68	X	一四八一七二・四五三	Y	一〇五五五八・四五七の点
基点67	X	一四八一七五・七二八	Y	一〇五五六〇・四三九の点
基点66	X	一四八一七九・一五二	Y	一〇五五六二・一三二の点
基点65	X	一四八一八二・六九五	Y	一〇五五六三・五三七の点
基点64	X	一四八一八六・三一七	Y	一〇五五六四・六九六の点
基点63	X	一四八一八九・三四五	Y	一〇五五六六・二四三の点
基点62	X	一四八一九一・八一六	Y	一〇五五六七・一六五の点
基点61	X	一四八一九三・二〇二	Y	一〇五五六八・三〇五の点
基点60	X	一四八二〇二・四二八	Y	一〇五五六八・三〇五の点
基点59	X	一四八二〇四・三二三	Y	一〇五五七一・九〇八の点
基点58	X	一四八二〇六・二〇六	Y	一〇五五七二・二〇〇の点
基点57	X	一四八二〇七・九三八	Y	一〇五五七二・二〇〇の点
基点56	X	一四八二〇九・四一三	Y	一〇五五七六・三一五の点
基点55	X	一四八二一〇・六〇九	Y	一〇五五七八・九〇八の点
基点54	X	一四八二一一・五七九	Y	一〇五五八一・六四七の点

基点131	X	一四七八九三・〇七八	Y	一〇五六三六・八四九の点
基点130	X	一四七九〇三・一九一	Y	一〇五六三七・二五六の点
基点129	X	一四七九〇七・六九七	Y	一〇五六三七・五五九の点
基点128	X	一四七九二六・〇五九	Y	一〇五六三八・五四三の点
基点127	X	一四七九三八・四九五	Y	一〇五六三九・〇五六の点
基点126	X	一四七九九二・八二七	Y	一〇五六四一・六九七の点
基点125	X	一四七九九五・四六二	Y	一〇五六四二・〇九八の点
基点124	X	一四八〇〇二・一五七	Y	一〇五六四二・一五〇の点
基点123	X	一四八〇〇一・九九七	Y	一〇五六四二・〇六七の点
基点122	X	一四八〇一四・七六六	Y	一〇五六四六・〇六七の点
基点121	X	一四八〇一四・九六〇	Y	一〇五六四二・〇七一の点
基点120	X	一四八〇五三・〇七一	Y	一〇五六四三・九二三の点
基点119	X	一四八〇七二・九五二	Y	一〇五六四五・二〇九の点
基点118	X	一四八〇八四・〇〇七	Y	一〇五六五〇・〇五一の点
基点117	X	一四八〇八五・七五三	Y	一〇五六五〇・四二二の点
基点116	X	一四八一〇二・六九三	Y	一〇五六五二・三七九の点
基点115	X	一四八一〇三・〇一二	Y	一〇五六四九・九九七の点
基点114	X	一四八一四八・〇一二	Y	一〇五六五五・七九三の点
基点113	X	一四八一四九・九七六	Y	一〇五六四〇・七七二の点
基点112	X	一四八一六八・六〇七	Y	一〇五六四三・二〇八の点
基点111	X	一四八一七一・九二九	Y	一〇五六三三・七一二の点
基点110	X	一四八一七九・五八四	Y	一〇五六一八・四三九の点
基点109	X	一四八一七九・五九二	Y	一〇五六一四・〇三八の点
基点108	X	一四八一八二・七六五	Y	一〇五六一四・一〇九の点
基点107	X	一四八一八五・三五四	Y	一〇五六〇二・七八六の点
基点106	X	一四八一八六・〇七七	Y	一〇五五九八・四四六の点
基点105	X	一四八一八四・〇七七	Y	一〇五五九三・一〇〇の点
基点104	X	一四八一七六・七七二	Y	一〇五五八八・七二七の点
基点103	X	一四八一七三・〇七二	Y	一〇五五八八・〇一六の点
基点102	X	一四八一六六・六五七	Y	一〇五五八一・九六九の点
基点101	X	一四八一六三・五一九	Y	一〇五五七九・〇一一の点
基点100	X	一四八一六一・〇八〇	Y	一〇五五七七・〇六六の点
基点99	X	一四八一五八・七五三	Y	一〇五五七四・九八七の点
基点98	X	一四八一五六・五八〇	Y	一〇五五七二・七五六の点
基点97	X	一四八一五四・五五六	Y	一〇五五七〇・三八七の点
基点96	X	一四八一四八・一二七	Y	一〇五五六四・三二四の点
基点95	X	一四八一四五・〇四〇	Y	一〇五五六一・一四九の点
基点94	X	一四八一四二・〇七六	Y	一〇五五五七・八六〇の点
基点93	X	一四八一三七・五二六	Y	一〇五五五二・三一三の点

基点132	X	一四七八四七・八八〇	Y	一〇五六三四・六五三の点
基点133	X	一四七八四〇・九七八	Y	一〇五六三三・六四五の点
基点134	X	一四七八三三・四六〇	Y	一〇五六三二・五五四の点
基点135	X	一四七八二七・三二二	Y	一〇五六二九・三三四の点
基点136	X	一四七八二五・七一八	Y	一〇五六二八・九二二の点
基点137	X	一四七八二三・〇九八	Y	一〇五六二七・七四一の点
基点138	X	一四七八一〇・三二〇	Y	一〇五六二〇・四五八の点
基点139	X	一四七八〇九・七二六	Y	一〇五六二一・五〇一の点
基点140	X	一四七七七八・九〇〇	Y	一〇五六二一・五三二の点
基点141	X	一四七七七五・〇〇六	Y	一〇五六一八・一二一の点
基点142	X	一四七七七四・二四四	Y	一〇五六一五・二九六の点
基点143	X	一四七七四二・三二五	Y	一〇五六一五・三〇八の点
基点144	X	一四七七三二・九一三	Y	一〇五六一五・二五四の点
基点145	X	一四七七二七・五七六	Y	一〇五六一五・七〇二の点
基点146	X	一四七六四七・七二八	Y	一〇五六一〇・一一一の点
基点147	X	一四七六四二・〇二一	Y	一〇五六〇八・一四一の点
補助点1	X	一四七六二四・五〇三	Y	一〇五六〇四・五三六の点
補助点2	X	一四七六一七・九二〇	Y	一〇五六〇一・六一四の点
基点148	X	一四七六一二・七八〇	Y	一〇五六〇〇・四六〇の点
基点149	X	一四七五八二・四四一	Y	一〇五六〇八・八六八の点
基点150	X	一四七五八二・五九五	Y	一〇五六〇六・〇七一の点
基点151	X	一四七五五二・一五七	Y	一〇五六〇四・三〇七の点
基点152	X	一四七五二二・一五三	Y	一〇五六〇三・四七二の点
基点153	X	一四七五一四・二一四	Y	一〇五六〇三・一一二の点
基点154	X	一四七五〇四・五三三	Y	一〇五六〇〇・七一六の点
基点155	X	一四七四七五・三五〇	Y	一〇五六七三・七七六の点
基点156	X	一四七四八七・五二五	Y	一〇五六七五・〇四七の点
基点157	X	一四七四九五・〇七九	Y	一〇五六七四・一九三の点
基点158	X	一四七五〇三・三七〇	Y	一〇五六七二・〇九四の点
基点159	X	一四七五〇六・七八三	Y	一〇五六七二・四二六の点
基点160	X	一四七五〇七・八一六	Y	一〇五六七三・七〇八の点
基点161	X	一四七五〇八・五一一	Y	一〇五六七四・五七一の点
基点162	X	一四七五一〇・六一八	Y	一〇五六七二・九〇七の点
補助点3	X	一四七五一二・四六八	Y	一〇五六七四・四四二の点
補助点4	X	一四七五一一・七七八	Y	一〇五六八三・一五〇の点
補助点5	X	一四七五〇三・九九七	Y	一〇五六七五・〇六〇の点
補助点6	X	一四七九〇五・八〇八	Y	一〇五九九三・七七二の点
補助点7	X	一四八六一八・七六七	Y	一〇六〇三六・一七四の点

二 区域

毛萱仏浜地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、基点42、基点43、基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、基点49、基点50、基点51、基点52、基点53、基点54、基点55、基点56、基点57、基点58、基点59、基点60、基点61、基点62、基点63、基点64、基点65、基点66、基点67、基点68、基点69、基点70、基点71、基点72、基点73、基点74、基点75、基点76、基点77、基点78、基点79、基点80、基点81、基点82、基点83、基点84、基点85、基点86、基点87、基点88、基点89、基点90、基点91、基点92、基点93、基点94、基点95、基点96、基点97、基点98、基点99、基点100、基点101、基点102、基点103、基点104、基点105、基点106、基点107、基点108、基点109、基点110、基点111、基点112、基点113、基点114、基点115、基点116、基点117、基点118、基点119、基点120、基点121、基点122、基点123、基点124、基点125、基点126、基点127、基点128、基点129、基点130、基点131、基点132、基点133、基点134、基点135、基点136、基点137、基点138、基点139、基点140、基点141、基点142、基点143、基点144、基点145、基点146、基点147、補助点1、補助点2、基点148、基点149、基点150、基点151、基点152、基点153、基点154、基点155、基点156、基点157、基点158、基点159、基点160、基点161、基点162、基点163、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6及び補助点7を順次直線で結んだ線並びに補助点7と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（保安林、河川区域及び普通河川の区域を除く。）

(河川計画課)

福島県告示第二百三十九号

海岸保全区域として指定する件（昭和三十五年福島県告示第六百七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

表42広野海岸下北迫地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅸ座標系）

基点1 X一三六九七五・三〇〇 Y一〇四五六二・三〇八の点  
 基点2 X一三六八六三・三二六 Y一〇四五五六・六六五の点  
 基点3 X一三六七七五・六〇一 Y一〇四五六九・七三七の点  
 基点4 X一三六七三二・八三五 Y一〇四五七五・六二四の点  
 基点5 X一三六七〇三・一七二 Y一〇四五七三・五五二の点

二 区域

基点6 X一三六六四四・〇八六 Y一〇四五六三・一三三の点  
 基点7 X一三六三五九・〇九六 Y一〇四五六三・一三〇の点  
 基点8 X一三六一一・〇一七 Y一〇四四三四・五〇一の点  
 基点9 X一三五九〇五・五一二 Y一〇四三四五・二六〇の点  
 基点10 X一三五七七〇・三四二 Y一〇四二八五・五四七の点  
 基点11 X一三五六八九・四五八 Y一〇四二四九・四七一の点  
 基点12 X一三五六八九・二三五 Y一〇四二六三・四六一の点  
 基点13 X一三五六七八・六二八 Y一〇四二五七・五七二の点  
 基点14 X一三五六六〇・五三二 Y一〇四二五三・七五六の点  
 基点15 X一三五六五五・九五七 Y一〇四二三九・〇二九の点  
 基点16 X一三五六五五・〇六七 Y一〇四二二五・八七九の点  
 基点17 X一三五六五五・二三二 Y一〇四二二五・二三四の点  
 基点18 X一三五六五二・九二二 Y一〇四二一九・七〇〇の点  
 基点19 X一三五六四七・八四九 Y一〇四二〇八・一八七の点  
 基点20 X一三五六四六・三九八 Y一〇四二〇四・二九六の点  
 基点21 X一三五六四四・二二六 Y一〇四二〇二・三〇三の点  
 基点22 X一三五六四四・七五四 Y一〇四二〇〇・六一〇の点  
 基点23 X一三五六四三・九〇〇 Y一〇四一九四・一三八の点  
 基点24 X一三五六四三・〇三九 Y一〇四一九三・六八〇の点  
 基点25 X一三五六三七・八二七 Y一〇四一八九・三五一の点  
 基点26 X一三五六二七・七八六 Y一〇四一七八・八五八の点  
 基点27 X一三五六二六・〇一七 Y一〇四一八一・二六九の点  
 補助点1 X一三五六〇三・八三〇 Y一〇四一六七・〇七九の点  
 補助点2 X一三五六〇〇・六七〇 Y一〇四一六七・五〇〇の点  
 補助点3 X一三五五八三・八六二 Y一〇四一八九・七〇三の点  
 補助点4 X一三五五五六・六五一 Y一〇四二八三・六九四の点  
 補助点5 X一三六〇三七・九六九 Y一〇四五六一・一八七の点  
 補助点6 X一三六三三〇・五三一 Y一〇四六九〇・七四八の点  
 補助点7 X一三六九七四・八七八 Y一〇四七〇〇・六四六の点  
 補助点8 X一三六九七二・八三八 Y一〇四六四一・二九一の点  
 補助点9 X一三六九七五・五七三 Y一〇四六二九・一九八の点  
 補助点10 X一三六九七〇・九六九 Y一〇四五八六・九三〇の点

二 区域

下北迫地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6、補助点7、補助点8、補助点9及び補助点10を順次直線で結んだ線並びに補助点10と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

福島県告示第百四十号

海岸保全区域として指定する件(昭和三十六年福島県告示第百五十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

表63広野海岸夕筋地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

(河川計画課)

一 基点及び補助点の位置(公共座標第Ⅸ座標系)

基点1	X	一三三一九五・九二三	Y	一〇三七四七・九九四の点
基点2	X	一三三〇八四・九六六	Y	一〇三七三七・七三六の点
基点3	X	一三三〇七七・〇七八	Y	一〇三七三七・二四〇の点
基点4	X	一三三〇六一・一九一	Y	一〇三七三六・四一六の点
基点5	X	一三三〇三九・九一一	Y	一〇三七三八・七八三の点
基点6	X	一三三〇二二・〇六八	Y	一〇三七一七・三八三の点
基点7	X	一三三〇二二・八六七	Y	一〇三七一五・九四〇の点
基点8	X	一三三〇二〇・九二八	Y	一〇三七〇六・〇八一の点
基点9	X	一三三〇二一・六四六	Y	一〇三七〇五・一二六の点
基点10	X	一三三〇二二・九三九	Y	一〇三七〇三・〇〇九の点
基点11	X	一三三〇一九・八八〇	Y	一〇三七〇一・五九八の点
基点12	X	一三三〇一七・五七一	Y	一〇三七〇〇・五三三の点
基点13	X	一三三〇一六・八二九	Y	一〇三七〇〇・〇〇〇の点
基点14	X	一三三〇一四・五〇五	Y	一〇三七〇一・二八二の点
基点15	X	一三三〇一四・三四七	Y	一〇三七〇二・四四〇の点
基点16	X	一三三〇一三・二一五	Y	一〇三七〇一・〇一六の点
基点17	X	一三三〇一三・四一二	Y	一〇三六九八・二一二の点
基点18	X	一三三〇一三・〇八〇	Y	一〇三六九七・四一九の点
基点19	X	一三三〇一三・六八〇	Y	一〇三六九六・五五四の点
基点20	X	一三三〇一三・六八五	Y	一〇三六九六・〇七一の点
基点21	X	一三三〇一三・五八二	Y	一〇三六九五・六〇六の点
基点22	X	一三三〇一三・四二二	Y	一〇三六九五・九六五の点
基点23	X	一三三〇一三・九六九	Y	一〇三六九一・四一五の点
基点24	X	一三三〇一三・〇八六	Y	一〇三六八八・八七一の点
基点25	X	一三三〇一三・〇一四	Y	一〇三六八八・五八八の点
基点26	X	一三三〇一三・六一六	Y	一〇三六八八・八六六の点
基点27	X	一三三〇一三・〇九四	Y	一〇三六八八・八八三の点
基点28	X	一三三〇一三・六七八	Y	一〇三六八三・四三五の点

二 区域

夕筋地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、

基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、	基点29	X	一三二一八〇・四〇五	Y	一〇三六八〇・三六六の点
基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、	基点30	X	一三二七九九・九一二	Y	一〇三六七九・九七四の点
基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、	基点31	X	一三二七九六・九六一	Y	一〇三六七五・二六〇の点
基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、基点42、基点43、	基点32	X	一三二七九三・五三六	Y	一〇三六七四・一六四の点
基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、補助点1、補助点2、補助点3、	基点33	X	一三二七九一・五三六	Y	一〇三六七〇・九七五の点
補助点4、補助点5、補助点6、補助点7、補助点8、補助点9及び補助点10	基点34	X	一三二七八九・六四七	Y	一〇三六六八・〇九二の点
を順次直線で結んだ線並びに補助点10と基点1を直線で結んだ線により囲まれ	基点35	X	一三二七八八・五五八	Y	一〇三六六六・四三〇の点
	基点36	X	一三二七八〇・八一九	Y	一〇三六六七・九二四の点
	基点37	X	一三二七〇四・〇二四	Y	一〇三六四八・五二四の点
	基点38	X	一三二六三八・一一六	Y	一〇三六四五・九二四の点
	基点39	X	一三二五九八・二六一	Y	一〇三六三六・八四四の点
	基点40	X	一三二五五七・五〇四	Y	一〇三六五二・四六一の点
	基点41	X	一三二四九一・八九〇	Y	一〇三六四七・三七三の点
	基点42	X	一三二三三二・三三二	Y	一〇三六二五・九九二の点
	基点43	X	一三二三〇四・三五八	Y	一〇三六〇一・一五七の点
	基点44	X	一三二二二四・四七六	Y	一〇三六〇三・八〇四の点
	基点45	X	一三二一四三・三九五	Y	一〇三六二五・二八八の点
	基点46	X	一三二〇四五・四二五	Y	一〇三六三九・八五九の点
	基点47	X	一三一九九七・一七八	Y	一〇三六〇一・八六四の点
	基点48	X	一三一九九七・八五〇	Y	一〇三六〇五・六八〇の点
	補助点1	X	一三一九六二・五二二	Y	一〇三六八六・〇〇五の点
	補助点2	X	一三二〇四七・五三〇	Y	一〇三七三六・六九〇の点
	補助点3	X	一三二三九四・五九四	Y	一〇三七四〇・八三一の点
	補助点4	X	一三二四四二・一二三	Y	一〇三七五六・二七九の点
	補助点5	X	一三二七四二・一七六	Y	一〇三七四六・六八六の点
	補助点6	X	一三二八八八・二四七	Y	一〇三七七三・〇三三の点
	補助点7	X	一三二九〇九・七五七	Y	一〇三七九四・五八四の点
	補助点8	X	一三三一八一・四二五	Y	一〇三八二一・八三四の点
	補助点9	X	一三三一八六・四八七	Y	一〇三七七二・二〇三の点
	補助点10	X	一三三一八七・八一二	Y	一〇三七五九・二〇八の点

た区域

(河川計画課)

## 福島県告示第二百四十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年三月二十四日次のとおり指定した。  
平成二十八年四月一日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内堀雅雄

売りさばき所の名称  
及び所在地齋藤 幸子 福島市南向台二丁目三番一〇号 平成二八年三月二十四日から  
平成三三年九月三〇日までデジタルプリント  
ショップ フォトス  
テーション福島市曾根田町一番  
一八号 ダイユーエ  
イトMAX福島店一  
階

(出納総務課)

## 公 告

## 公告第六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

飯舘村土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

古川 信 相馬郡飯舘村飯樋字町一七〇番地

(農村計画課)

## 公告第七〇号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年4月1日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ブタ飼育用ケージ 150台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年10月31日(月)
- (4) 納入場所 ふくしま医療機器開発支援センター

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年4月25日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年4月1日(金)から同年4月25日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年4月14日(木)午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年5月16日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年5月13日(金)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Cage for swine 150sets

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 16 May 2016

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 13 May 2016

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第七十一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二百七十四条の二第四項の規定により、平成二十八年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(平成二十七年福島県告示第六百七十五号)に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

平成二十八年四月一日

福島県知事 内堀 雅雄

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項に規定する資格(以下単に「資格」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。
二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。
三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間

資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から平成三十年三月三十一日までとする。

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日を除き、随時に受け付ける。
福島県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書等の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先(県内に営

業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課)に提出すること。

Table with 4 columns: 提出先, 郵便番号及び住所, 電話番号. Rows list various branches like 福島県出納局入札用度課, 福島県中地方振興局出納室, etc.

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
二 代表者の氏名
三 住所又は主たる事務所の所在地
四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
第九 この公告に関する問い合わせ先
福島県出納局入札用度課

(入札用度課)

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 4 月 1 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**福島県企業局管理規程第11号**

**福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程**

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成7年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同条第3号中「当該代理人に係る」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第2号中

- |   |        |   |    |
|---|--------|---|----|
| 1 | 運転免許証  | 2 | 旅券 |
| 3 | その他（ ） |   |    |

を

- |   |         |   |       |   |    |
|---|---------|---|-------|---|----|
| 1 | 個人番号カード | 2 | 運転免許証 | 3 | 旅券 |
| 4 | その他（ ）  |   |       |   |    |

に改め、同様式注3中「運

転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類（」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第3号中

- |   |        |   |    |
|---|--------|---|----|
| 1 | 運転免許証  | 2 | 旅券 |
| 3 | その他（ ） |   |    |

を

- |   |         |   |       |   |    |
|---|---------|---|-------|---|----|
| 1 | 個人番号カード | 2 | 運転免許証 | 3 | 旅券 |
|---|---------|---|-------|---|----|

に改め、同様式注2中「運

4 その他 ( )

「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注4中「書類( )」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第4号中

1 運転免許証      2 旅券  
3 その他 ( )

を

1 個人番号カード      2 運転免許証      3 旅券  
4 その他 ( )

に改め、同様式注3中「運

「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類( )」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第5号注2及び様式第6号注2中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報保護に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、改正前の規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び改正前の規程様式第4号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、改正後の規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び改正後の規程様式第4号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（経営・販売課）

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 4 月 1 日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

**福島県病院局管理規程第19号**

**福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程**

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同条第3号中「当該代理人に係る」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第2号中

- |         |      |
|---------|------|
| 1 運転免許証 | 2 旅券 |
| 3 その他（  | ）    |

を

- |           |         |      |
|-----------|---------|------|
| 1 個人番号カード | 2 運転免許証 | 3 旅券 |
| 4 その他（    | ）       |      |

に改め、同様式注3中「運

転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類（」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第3号中

- |         |      |
|---------|------|
| 1 運転免許証 | 2 旅券 |
| 3 その他（  | ）    |

を

- |           |         |      |
|-----------|---------|------|
| 1 個人番号カード | 2 運転免許証 | 3 旅券 |
|-----------|---------|------|

に改め、同様式注2中「運

4 その他 ( )

「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注4中「書類( )」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第4号中 「  

1 運転免許証	2 旅券
3 その他 ( )	

」を 「

1 個人番号カード      2 運転免許証      3 旅券  
4 その他 ( )

に改め、同様式注3中「運

「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類( )」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第5号注2及び様式第6号注2中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報保護に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、改正前の規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び改正前の規程様式第4号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、改正後の規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び改正後の規程様式第4号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（病院経営課）